

2023年日本動物学会九州支部総会報告

日時：2023年5月27日(土) 15:45~16:15

場所：熊本大学黒髪南キャンパス A 会場

定足数：73名（正会員数145名）

出席者：7名、委任状提出24名（議長委任24名）、委任状未提出114名

申し合わせ事項「総会の委任状未提者は、総会議決を議長に委任したとみなす」により、回答票未提出者はすべての審議事項について承認したとみなすため、総会は成立した。

1. 議長選出

開会の後、議長として竹田直樹会員（熊本県支部委員）が選出された。

2. 支部長挨拶

山脇支部長より学会を開催する熊本大学の実行委員への御礼があった。

3. 理事会報告

山脇支部長より以下の点についての報告があった。

・2023年日本動物学会山形大会について（山脇理事）

オンライン登録が始まっており、6月2日が発表登録の締切なので、積極的な参加を求める旨の報告があった。

・2025年日本動物学会中部大会について（山脇理事）

名古屋大学の会員が主体で開催することが決定されたという報告があった。会場は未定である。

・日本動物学会への寄付システムの変更について（山脇理事）

既存の寄付プラットフォームを利用して、寄付を募ることが決定されたという報告があった。

・大会引継ぎ担当理事の設置（山脇理事）

大会運営のノウハウを円滑に引き継ぐために、寺北会長の提案により大会引継ぎ担当理事が設置されることが決定された旨の報告があった。前年度の大会準備委員会から1名を選出される。山形大会後に山形大会の準備委員会より1名選出され、その方に長崎大会の運営に関する助言を頂く。

続いて、2024年日本動物学会長崎大会の準備状況について、岡田大会実行委員長より以下の報告があった。

・2024年日本動物学会長崎大会について（岡田大会実行委員長）

第95回長崎大会は長崎大学文教キャンパスで、9/12-9/14の3日間で開催されるという報告があった。9/11の午後より、委員会、記者会見、関連集会を先行して行い、一般発表はすべて口頭で行う。懇親会については、現在、会場の選定を進めている。実行委員会は長崎県の正会員および、九州支部の正会員の有志で形成される。2023年5月22日にオンラインにて、第一回準備委員会を開催した旨の報告があった。

4. 庶務報告等

渡邊庶務幹事より、2022年7月～2023年6月までの事業報告、会員数と正会員動向に関する報告がなされた。つづいて、2023年7月～2024年6月の事業計画案の説明があった。2023年の動物学談話会については、今後、日程および開催地を検討していく予定である。

5. 決算と予算案について

美濃部会計幹事より、2022年7月～2023年6月の決算について報告があった。つづいて、2023年7月～2024年6月の予算案について説明があった。

6. 2024年四学会合同大会（沖縄）について

渡邊庶務幹事より、2024年四学会合同大会は琉球大学にて2024年5月25日・26日の日程で開催予定であり、大会委員長は、谷口真吾氏（琉球大学農部琉球大学農部）である旨が報告された。なお、2024年の三学会合同大会は、日本動物学会九州支部、日本生態学会九州地区、九州沖縄植物学会の三学会に加え、沖縄生物学会も共催に加わるため、四学会合同沖縄大会という名称になる。

7. 2025年三学会合同大会の開催予定地について

渡邊庶務幹事より2025年三学会合同大会は鹿児島県で開催予定であり、鹿児島県からの了承が得られていることが報告された。

8. 審議事項

以下の審議事項において、審議をおこなった。

1) 2023年度事業計画案について

2023年度事業計画案が承認された。

2) 学生準会員の会費（寄付金）について

現行では準会員に一律、年会費（寄付金）800円の支払いを課している。山脇支部長より、準会員が学生でありその指導教員が動物学会の正会員である場合に限り、年会費（寄付金）支払いの免除する旨の提案があり、承認された。

3) 2023年度予算案について

2023 年度予算案が承認された。

4) 支部規約の改定について

山脇支部長より、支部委員の選出と定員に関する、支部規約第 11 条、第 12 条の改定の提案があり。審議を行った。その結果、支部規約第 11 条、第 12 条の改定案が賛成多数で承認された。また、新支部規約を 2024 年度（2024 年 7 月 1 日）より施行することが承認された。承認された、新支部規約を本報告に添付する。

10. その他

特になし。

11. 議長解任

議長解任の後、閉会された。

(2023 年 5 月 29 日 文責：庶務・渡邊)

公益社団法人日本動物学会九州支部規約

- 第 1 条 本支部は公益社団法人日本動物学会九州支部と称する。
- 第 2 条 本支部は事務局を支部長が指定する場所に置く。
- 第 3 条 本支部は下記の会員を以て組織する。
- 1 正会員 九州に在住する日本動物学会員
 - 2 準会員 九州に在住し動物学に興味を有すると共に本支部の趣旨に賛同するもの。
- 第 4 条 本支部は公益社団法人日本動物学会本部及び他支部との密接な連携を保ち支部会員相互の親睦と知識の向上を図り九州における動物学の発展並びに普及に寄与するを以て目的とする。
- 第 5 条 本支部に次の機関を置く。
- 1 総会
 - 2 委員会 (役員より構成)
 - 3 常任委員会 (日常業務を執行する機関)
- 第 6 条 総会は本支部の最高の決議機関で毎年支部長がこれを召集する。
委員会が必要と認める場合又は支部正会員の 3 分の 1 以上の要望がある場合には支部長は臨時総会を招集する。総会の議長はその都度支部会員の中から選出する。
- 第 7 条 総会の任務は下記の通りとする。
- 1 規約の制定並びに改正
 - 2 予算の決定並びに決算の承認
 - 3 その他重要な事項の決定
- 第 8 条 総会は支部正会員の過半数 (委任状を含む) の出席を以て成立し、議事は出席支部正会員の過半数を以て決定する。
- 第 9 条 委員会は総会の任務以外の事項に関し、総会に代わる決議機関であって、その決議は次回の総会の承認を必要とする。
- 第 10 条 委員会は委員の過半数 (委任状を含む) の出席を以て成立し、議事は出席委員の過半数を以て決定する。委員会は支部長がこれを召集する。又委員 3 名以上の要求ある場合は、支部長はこれを招集しなければならない。
- 第 11 条 常任委員会は総会及び委員会で決定された事項並びに本支部の日常業務を執行する機関であって、常任委員を以て構成し支部長が随時これを招集する。
- 第 12 条 本支部に次の支部役員を置く。
- 1 支部長 (理事兼任)
 - 2 理事

3 支部代表委員

4 支部委員 各県に1名

5 常任委員 若干名 (庶務、広報、会計等)

支部長・理事・支部代表委員の定員や選出方法および任期は、公益社団法人日本動物学会定款・細則・支部規定に従う。各県の支部委員は立候補した正会員より選出される。支部委員の選挙は、本支部の全会員の無記名投票により行い、最多得票者を当選者とする。常任委員は、正会員の中から支部長が委嘱する。支部委員、常任委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第13条 本支部は次の事業を行う。

1 年1回支部大会を開催し総会及び学術講演会を行い、随時に例会を開催する。

2 本支部の目的に適する事業を行う。

第14条 本支部の経費は支部会費及びその他の収入を以てこれに充てる。本支部の会計年度は7月に始まり翌年6月に終わる。

第15条 本支部に準会員として入会希望のものは住所、氏名、職業を明記し会費(寄付金)を添えて本支部事務局に申し込むことを要する。

附則

第16条 本支部大会で研究発表できるものは、原則として正会員、又は本支部の準会員とする。

第17条 選挙で支部委員を選出できない場合は、支部長が支部委員を委嘱する。

本規約は平成25年5月18日設定

令和元年6月1日改訂

令和5年5月27日改訂(令和6年7月1日より実施)